

弥富市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革の推進を図り、もって市民福祉の向上に資するため、弥富市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政改革大綱における改革の重点項目に関すること。
- (2) その他行政改革に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、別表に掲げる者をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第6条 推進本部に、具体的事項について協議及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、本部長が指名する者をもって構成する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び作業部会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長 総務部長 市民生活部長 健康福祉部長 建設部長 教育部長 議会事務局長 総務課長 財政課長 人事秘書課長